

「川口市景観形成条例」・ 「川口市景観計画」の一部を変更します。 (施行日：令和4年7月1日)

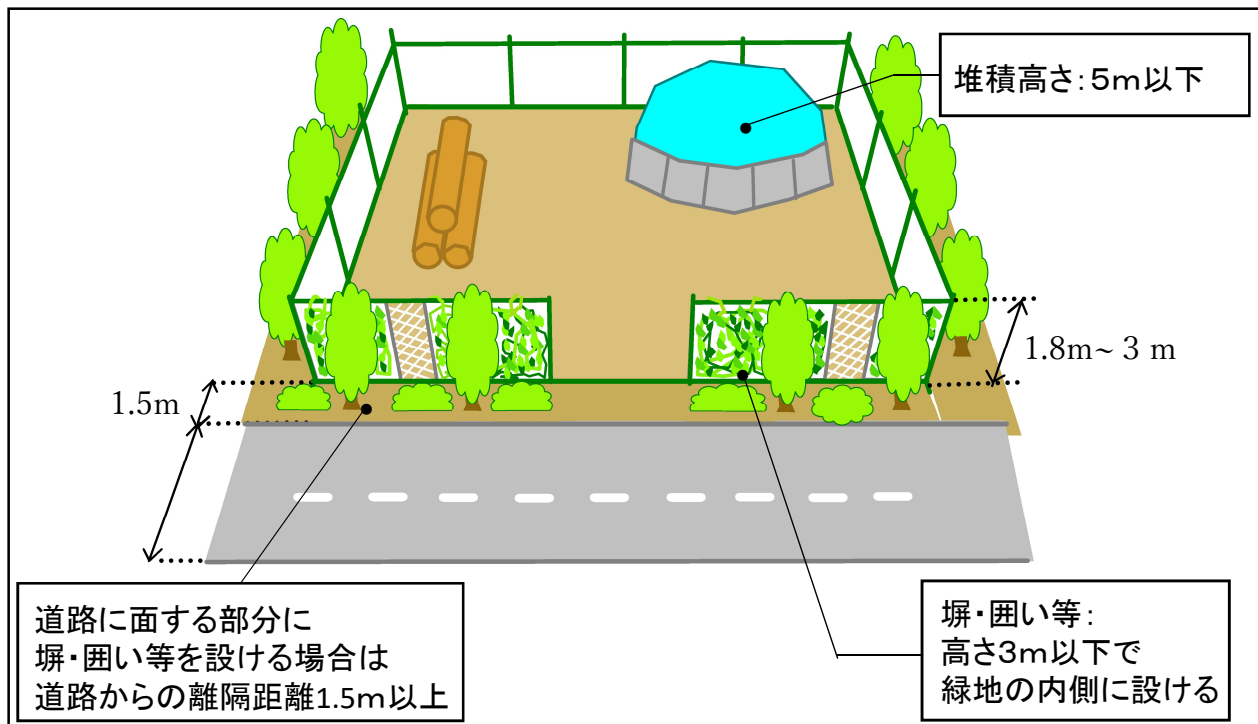
本市では、平成19年より景観計画を策定し、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として、屋外における土石、廃棄物、再生資源等堆積行為に対して景観形成基準を設けておりました。ただし、景観上の配慮として公共の場から堆積物が望見出来ない塀や囲いを設けることで植栽の保全など景観形成基準の適用を除外してきました。

「川口市資材置場の設置等の規制に関する条例」の新設に伴い、景観形成基準の対象行為を屋外における資材の堆積行為と改めるとともに、地域の特性と調和を図りながら、安全で快適な新しい景観を創出し、好ましくない景観を整序することを目的として、植栽などの景観形成基準の見直しを行います。

- 対象区域：市内全域（工業専用地域を除く）
- 景観形成基準
 - ・堆積物の高さは5m以下とする。
 - ・植栽面積は、前面道路等外部から望見出来る場所に既存樹木を含め、敷地面積当たり下記の緑化率とし、周辺の景観と調和するよう工夫する。
 - ・塀、囲い等を設ける場合は、植栽の内側に塀、囲い等を設け、高さ3m以下とする。
 - ・道路に面する部分に塀、囲い等を設ける場合には、道路からの隔離距離を1.5m以上とし、道路と塀、囲い等との間に植栽を設ける。

敷地面積あたりの緑化率

市街化調整区域かつ安行近郊緑地保全区域	25%
商業地域・近隣商業地域	5%
その他地域	10%



※詳しい内容は川口市都市計画課のホームページをご覧ください。
(令和4年7月1日以降詳細を掲載する予定です。)